

別記様式第 40（第29条の 6 関係）（平24文科令 8・追加、平25文科令 8・平30原子規 1・平30
原子規11・令元原子規 3・令 2 原子規21・一部改正）

		整理番号（注 1）		
放射能濃度の測定及び評価の方法の認可申請書				
年 月 日				
原子力規制委員会 殿				
氏 名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）				
放射性同位元素等の規制に関する法律第33条の 3 第 2 項の規定により、放射能濃度の測定及び評価の方法の認可を申請します。				
氏 名 又 は 名 称				
法人にあつては、その代表者の氏名				
住 所	郵便番号（ ） 都道府県 電話番号（ ）			
許可証の年月日及び番号、法第 3 条の 2 第 1 項の届出をした年月日又は法第 4 条第 1 項の届出をした年月日（注 2）				
工場又は事業所等 廃棄事業所等 （注 3）	名 称			
	所 在 地	郵便番号（ ） 都道府県 電話番号（ ）		
	連絡員の氏名（注 4）	所属部課名（ ） 電話番号（ ） F A X 番号（ ） メールアドレス（ ）		
放射能濃度の測定及び評価に係る施設の名称				
濃 度 確 認 対 象 物 の 種 類 （注 5）				
評 価 単 位（注 6）				
評価対象放射性同位元素の種類 （注 7）				
放射能濃度を決定する方法 （注 8）				

放射線測定装置の種類及び測定条件 (注9)	
濃度確認対象物への異物の混入等の 防止措置 (注10)	
手数料の納付方法 (注11)	イ 収入印紙による納付 ロ 納入告知書による納付

- 注 1 「整理番号」 この欄には、記載しないこと。
- 2 「許可証の年月日及び番号、法第3条の2第1項の届出をした年月日又は法第4条第1項の届出をした年月日」 法第3条の2第1項又は法第4条第1項の届出の際に通知された届出番号がある場合には、当該届出番号を併せて記載すること。
- 3 「工場又は事業所
廃棄事業所等」 届出販売業者又は届出賃貸業者にあつては、事務上の連絡先について記載すること。
- 4 「連絡員の氏名」 F A X 番号及びメールアドレスについては、可能な範囲で記載すること。
- 5 「濃度確認対象物の種類」 放射性同位元素によつて汚染された物又は放射化物の別及び金属くず、コンクリート破片、ガラスくず又は燃え殻若しくはばいじんの区分を記載すること。
- 6 「評価単位」 放射能濃度の分布の均一性及び想定される放射能濃度を考慮して設定した重量について、濃度確認対象物の種類ごとに記載すること。
- 7 「評価対象放射性同位元素の種類」 評価単位に含まれる放射性同位元素のうち、放射線量を評価する上で重要なものについて、濃度確認対象物の種類ごとに核種を記載すること。
- 8 「放射能濃度を決定する方法」 放射能濃度の決定方法について、濃度確認対象物の種類及び核種ごとに記載すること。
- 9 「放射線測定装置の種類及び測定条件」 濃度確認対象物の形状、材質、評価単位、汚染の状況等を踏まえて選択した放射線測定装置及び法第29条の2に規定する基準を超えないかどうかを適切に判断できるように設定した測定条件について、濃度確認対象物の種類及び核種ごとに記載すること。
- 10 「濃度確認対象物への異物の混入等の防止措置」 濃度確認対象物への異物の混入及び放射性同位元素による汚染を防止するための措置（保管の方法及び場所を含む。）について、濃度確認対象物の種類ごとに核種を記載すること。

- 11 手数料は、収入印紙又は納入告知書により納付すること。収入印紙により納付する場合は、イを○で囲み、所定の金額の収入印紙をこの申請書の左上に消印せずに貼り付けること。納入告知書により納付する場合は、ロを○で囲み、歳入徴収官原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官が送付する納入告知書の指示に従うこと。

備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

2 この申請書の提出部数は、正本及び副本各 1 通とすること。

3 この申請書には、第29条の6 第1項に規定する書類を、それらの書類の一覧表と共に添えること。